



ギヨーザ事件から

『共生と協同』の社会を考える



岡安喜三郎
労協連合会副理事長（元全国大学生協連専務理事）

「ギヨーザ事件」から2年強、「犯人を拘束した」との報道が流れ、日本政府も日本生協連も事件の「真相究明を期待する」とのコメントを出した。

事件は日本側（輸入者や生協）が被害者で、中国の社会に原因ありとされがちな報道が多いが、私には腑に落ちないところがある。犯人が拳があり、混入に至った背景、その手順が明らかになれば事件は解決なのか。食の安全のために再発防止策を練り、チェック、防犯・治安等を強化すれば解決なのか？

もう一つの重要な問題は、犯罪の有無に拘らず残る問題である。すなわちその生産の場が過酷な差別的労働条件（大洋の臨時工は賃金が正社員の半分、有給休暇なし、登用なし等々）の工場であったことである。90年代、縫製・衣料分野でよくいわ

れた「スウェットショップ」（通常、「搾取工場」と訳される）の現代食品版といえる。ディーセントワークにはほど遠い。「良いものをより安く」は生協運動の伝統的標語であり、「安心・安全」は「一品商品のモットー」であった。しかしそれをつくる工場がスウェットショップであってはならない。自分と自分の家族の生活だけからしか消費物資に関心がない「消費者組織」だとしたら、本来の自立と連帯の市民にはなりえない。

その生産の場の過酷な労働条件に目をつぶってはいけない。それは市民としての問題だし、またディーセントワーク確保のための労働者としての連帯の問題である。

今回の問題は「消費者組織のおどり」という点から見直す必要がある。じつはその「おどり」

が、この10年、生産・加工・中間流通の業者への「購買力」による圧力に起因していた、生協の一連の国産牛肉偽装事件や「カシミヤ」偽装等々と、同一線上に位置していると見ることができるのである。

さらに今回の件は、決して「中國」問題に帰着する話ではない。90年代半ばに本格的に始まった「労働者の格差制度」が、この10年、想像を絶する規模で拡大・拡散している。生協の組合員やその家族もこのらち外ではない。我々は、自分たちが使い、消費するものがどのような労働の工場でつくられているかを知り、購入選択を判断する時期に来ている。そしてそのような情報も提供できる供給者、眞の消費者組織・生協が求められているのではなかろうか。仕様書発注方式だけでは食の信頼は守れないというのは21世紀に入つてからの基本教訓である。

これは、労協でいえば、第7原則「世界の人びとと連帯して『共生と協同』の社会をめざします」の実践そのものといえる。

3月22日
大学東京和コミュニティが参加。
労働の協同

埼玉大学と市民との共同研究会 ジェンダーから見る「公共」



ログラムを、12月